

少年スポーツ団体の体育施設使用料免除について

市教育委員会では、スポーツによる青少年の健全育成や少年スポーツ団体の活動支援を推進するため、4月1日より少年スポーツ団体の体育施設使用料を以下のように免除いたします。

1. 対象となる少年スポーツ団体

中学生以下がメンバーのチームなどで、体育協会に加入している団体、もしくは、各施設利用にあたり少年スポーツ団体として登録した団体。

2. 対象となる施設と免除の範囲

小・中学校グラウンド(グラウンド照明は除く)	全額を免除
小・中学校体育館 中学校武道場 市体育館体育室 小郡勤労青少年体育センター(武道場) 地域運動広場 運動公園多目的広場	月の使用日数の 半分の免除

小郡運動公園の陸上競技場・野球場・テニスコートは、免除の対象となりません。

大人との合同練習は免除の対象となりません。

○問い合わせ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎72-2111 内線524・525



こちら119

発行 三井消防署
☎72-5101(代)

住宅用火災警報器を設置しましょう!

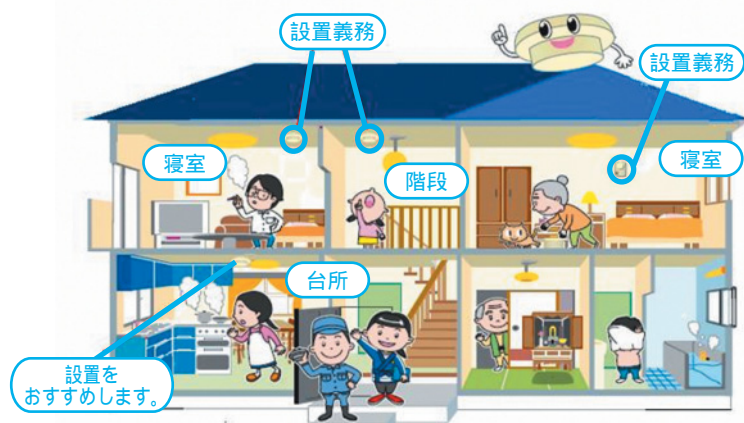
消防法が改正され、個人の住宅や共同住宅に住宅用火災警報器の設置が平成18年6月1日より義務付けられました。

なお、既存住宅は、平成21年5月31日までに設置が必要となります。

住宅用火災警報器の設置及び維持の方法については、火災予防条例で基準が定められています。

住宅用火災警報器は、防災設備取扱店や家電販売店、ホームセンターなどで取り扱っています。

購入する目安として、日本消防検定協会の検査に合格した鑑定(NS)マークがついているものを推奨します。



住宅用火災警報器とは?

火災の煙や熱を感知して、住宅内の人に警報音や音声で火災の発生を知らせる装置です。いち早く火災の発生を知ることによって逃げ遅れを防止し、火災からあなたを守ります。



ご注意!

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、不適正な悪質訪問販売等が各地で発生していますので次のことに注意してください。

○だましのテクニック1

消防職員、市町村職員等を装う。

消防署が直接販売することや、販売を業者に委託することはありません。

○だましのテクニック2

特別価格を強調する。

「今なら2個で○○○円です」とお得さを強調する。

○だましのテクニック3

恐怖心をあおる、おどし、考える時間を与えない。

即決、即金を求め、すぐに行方をくらます。

防火講習会の申し込みやご不明な点がありましたら、消防署へお尋ねください。

三井消防署 ☎72-5101
三井出張所 ☎77-1000
三国出張所 ☎75-3334

